

○宇都宮市ひとり親家庭支援手当支給条例施行規則

平成27年 8 月 31日

規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市ひとり親家庭支援手当支給条例（平成27年条例第17号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1項第2号の市長が定める程度の障害の状態)

第2条 条例第2条第1項第2号に規定する市長が定める程度の障害の状態は、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）別表第1に定めるとおりとする。

(条例第4条第1項第3号及び第3項第3号の市長が定める程度の障害の状態)

第3条 条例第4条第1項第3号及び第3項第3号に規定する市長が定める程度の障害の状態は、令別表第2に定めるとおりとする。

(条例第4条第1項第7号の市長が必要があると認める児童)

第4条 条例第4条第1項第7号に規定する市長が必要があると認める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (3) 父又は母が疾病により引き続き1年以上入院している児童

(条例第4条第3項第1号の市長が特別な事情があると認める場合)

第5条 条例第4条第3項第1号に規定する市長が特別な事情があると認める場合は、配偶者からの暴力（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。）又はストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条第1項に規定するストーカー行為等をいう。）のおそれがあるため、市内に住所を有することができずに居住している場合その他市内に住所を有しないことにやむを得ない理由があると認める場合をいう。

(条例第5条第2項の市長が認めるもの)

第6条 条例第5条第2項に規定する就業による自立を支援することができる市長が認めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものをいう。

- (1) 就業による自立のために求職活動を行うもの
- (2) 職業能力の開発又は向上に取り組むもの
- (3) 現に就業するもの

2 条例第6条第1項に規定する認定を受けている受給認定者が条例第5条第2項の規定による手当の額の加算について第6条第1項各号のいずれにも該当しなくなったときは、速やかに、ひとり親家庭支援手当額改定届出書を市長に提出しなければならない。

(認定の申請等)

第7条 条例第6条第1項の規定による受給資格及び手当の額の認定を受けようとする者は、ひとり親家庭支援手当認定申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 受給資格者及びその者が監護又は養育をする児童であつて、条例第4条に規定する支給要件に該当するもの（以下「対象児童」という。）の戸籍の謄本又は抄本
- (2) 受給資格者が対象児童の父又は母以外の者であつて、対象児童を養育するものであるときは、対象児童の父若しくは母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本
- (3) 対象児童が15歳に達した日の属する学年の末日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）に在学する場合は、在学証明書
- (4) 手当の支給を開始する月の属する年度（手当の支給を開始する月が1月から5月までの場合にあつては、前年度）の市町村民税の所得割の賦課状況を明らかにすることができる市町村長が発行する証明書
- (5) 受給資格者又は対象児童が他の市町村に住所を有するときは、その住民票の写し
- (6) 受給資格者の配偶者又は対象児童が障害の状態にあることにより申請する場合は、当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の当該障害の状態を明らかにすることができる書類
- (7) その他支給要件を確認するために市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第6条第1項に規定する受給資格及び手当の額の認定を行ったときはひとり親家庭支援手当認定通知書により、受給資格を有すると

認められないときはひとり親家庭支援手当認定申請却下通知書により通知するものとする。

(平28規則11・一部改正)

(手当の額の改定の申請等)

第8条 条例第7条第1項の規定による手当の額の改定の認定を受けようとする者は、ひとり親家庭支援手当額改定申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第7条第1項による手当の額の改定の認定を行ったときはひとり親家庭支援手当額改定通知書により、改定を認められないときはひとり親家庭支援手当額改定申請却下通知書により通知するものとする。

(状況確認の届出)

第9条 受給認定者は、ひとり親家庭支援手当状況確認届出書に、第7条第1項第5号から第7号までに掲げる書類（以下「支給要件確認書類」という。）を添えて、毎年8月1日から9月30日までの間に市長に提出しなければならない。ただし、受給認定者が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）に基づく児童扶養手当の受給者であって、児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号。以下「省令」という。）第4条に規定する児童扶養手当現況届を市長に提出することにより、当該届を提出した年度について次に掲げる要件に該当することを確認することができる場合は、この限りでない。

(1) 条例第4条に規定する支給要件

(2) 受給認定者が条例第5条第2項の手当の額の加算の認定を受けているときは、同項に規定する加算の要件

(在学証明書の提出)

第10条 受給認定者は、対象児童が満15歳に達した日の属する学年の末日以後引き続き中学校等に在学するときは、その在学することとなった年の4月1日から5月31日までの間に、在学証明書を市長に提出しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第11条 条例第16条の規定により、受給認定者は、次に掲げる事由が生じたときは、速やかに、ひとり親家庭支援手当変更届出書を市長に提出しなければならない。この場合において、第1号の規定により受給認定者又は対象児童の氏名を変更したときは当該受給認定者又は対象児童に係る戸籍

の謄本又は抄本，第2号の規定により対象児童の数を増加させたときは当該増加させた対象児童に係る戸籍の謄本又は抄本並びに第7条第1項第2号，第3号及び第5号から第7号までに規定する書類をひとり親家庭支援手当変更届出書に添付するものとする。

- (1) 受給認定者又は対象児童が氏名を変更したとき
- (2) 対象児童の数に変動があったとき
- (3) 受給認定者又は対象児童が住所を変更したとき
- (4) 手当の支払口座を変更したとき

(受給資格の喪失の届出等)

第12条 受給認定者は，条例第4条に規定する支給要件に該当しなくなったときは，速やかに，ひとり親家庭支援手当受給資格喪失届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の規定にかかわらず，受給認定者が条例第4条に規定する支給要件に該当しなくなったことを公簿等によって確認することができるときは，受給資格を喪失させることができる。

3 受給認定者が死亡したときは，戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は，ひとり親家庭支援手当受給認定者死亡届出書を市長に提出しなければならない。

4 市長は，第1項又は第2項の規定により受給資格を喪失させる場合にあっては受給認定者に，第3項の規定により受給資格を喪失させる場合にあっては死亡の届出義務者にひとり親家庭支援手当受給資格喪失通知書により通知するものとする。

(条例第9条の市長が定める事由)

第13条 条例第9条に規定する市長が定める事由は，令別表第1又は省令第24条の5第3項第1号に規定する状態にあることをいう。

(支給期限月を超えた月以後に手当を支給する特例の認定の申請等)

第14条 条例第9条前段の規定による認定を受けようとする者のうち，条例第6条第1項の規定による認定を受けていない者はひとり親家庭支援手当認定申請書に，受給認定者はひとり親家庭支援手当身体上等の事由認定申請書に医師又は歯科医師の診断書その他の前条に規定する状態にあることを明らかにすることができる書類（以下「診断書等」という。）を添付して市長に提出しなければならない。ただし，市長は，法に基づく児童扶養手当の受給者のうち，省令第3条の4第1項に規定する児童扶養手当

一部支給停止適用除外事由届出書及び同項各号に掲げる書類その他身体上等の事由が生じていること又は生ずる見込みであることを明らかにすることができる書類（次項において「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に添付された書類等」という。）を提出したものであって、これらの書類により前条に規定する状態にあることを確認することができるときは、診断書等の添付を省略させることができる。

2 条例第9条後段の規定による届出をしようとする者は、ひとり親家庭支援手当身体上等の事由届出書に診断書等を添えて提出しなければならない。ただし、市長は、ひとり親家庭支援手当身体上等の事由認定申請書又は児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に添付された書類等を提出したものであって、これらの書類により前条に規定する状態にあることを確認することができるときは、診断書等の添付を省略させることができる。

（支給の制限の通知等）

第15条 市長は、条例第11条第1項、第3項又は第4項の規定により手当の支給を停止したときはひとり親家庭支援手当支給停止通知書により、手当の支給の停止を解除したときはひとり親家庭支援手当支給停止解除通知書により通知するものとする。

2 条例第11条第2項の規定による手当の支給は、条例第6条第1項の規定による認定を受けていない者にあつてはひとり親家庭支援手当認定申請書を、受給認定者にあつてはひとり親家庭支援手当寡婦等適用申請書を市長に提出し、認定を受けなければならない。

（支払の差止めの通知等）

第16条 市長は、条例第12条の規定により手当の支払を一時差し止めたときはひとり親家庭支援手当支給差止通知書により、一時差し止めを解除したときはひとり親家庭支援手当支給差止解除通知書により通知するものとする。

（未支払の手当の支給の申請）

第17条 条例第13条の規定による未支払の手当の支給を受けようとする者は、ひとり親家庭支援手当未支払手当支給申請書を市長に提出しなければならない。

（賦課状況の証明書の提出）

第18条 受給認定者は、毎年6月1日から30日までの間に、その年度の市町村住民税の所得割の賦課状況を明らかにすることができる市町村長が発行する証明書を市長に提出しなければならない。

(提出書類の省略)

第19条 市長は、第7条に規定するひとり親家庭手当認定申請書その他の規則で定める申請書若しくは届出書に添えて提出しなければならない書類又は手当の支給のための審査に必要な書類により証明すべき事実を公簿又は法に基づく児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による特別児童扶養手当若しくは障害児福祉手当、児童手当法(昭和46年法律第73号)の規定による児童手当の支給若しくは宇都宮市医療費助成に関する条例(昭和48年条例第11号)第3条第4号に規定するひとり親家庭医療費の助成のために市長に提出された書類によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(様式)

第20条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。

(宇都宮市遺児手当支給条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 宇都宮市遺児手当支給条例施行規則(昭和44年規則第76号)

(2) 宇都宮市児童福祉手当支給条例施行規則(昭和46年規則第11号)

(3) 宇都宮市母子家庭等児童入学祝金条例施行規則(昭和50年規則第7号)

(4) 宇都宮市母子家庭等援護費支給条例施行規則(昭和50年規則第8号)

附 則(平成28年3月23日規則第11号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。